

平成 23 年

第 3 回市議会定例会 議案第 12 号

函館市福祉事務所設置条例の一部改正について

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 12 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

函館市福祉事務所設置条例（昭和 48 年函館市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし，第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）の施行に関すること。

附 則

この条例は，平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い，同法に基づく事務を福祉事務所が行うこととするため